



平成22年10月8日

各位

株式会社 創通  
代表取締役社長 青木 建彦  
(コード番号 3711)  
問い合わせ先 常務取締役 管理本部長  
出原 隆史  
電話番号 03-3248-0311

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年10月8日開催の取締役会において、平成22年11月25日開催予定の当社第48回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

(1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (3) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人

現行定款	変更後
<p>第5章 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第33条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第38条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成22年11月25日  
平成22年11月25日

以上